

新丸山ダム建設事業暴力団等排除対策協議会実施要領

(総 則)

第1条 新丸山ダム建設事業及びこれに伴う付替道路等の関連する工事及び業務、丸山ダムの維持管理に関連する工事及び業務（以下「丸管事業」という。）並びに関西電力株式会社丸山・笠置発電所改良工事所が施工する補償工事に関連する工事及び業務（以下「関電事業」といい、上記を総じて「本事業」という。）における暴力団等排除対策については、「新丸山ダム建設事業暴力団等排除対策協議会会則」（以下「会則」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この実施要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不当要求等 会則第3条第1項に規定する「不当要求等」をいう。
- (2) 暴力団等 会則第3条第2項に規定する「暴力団等」をいう。

(元請会員の提出書類)

第3条 会則第4条第1号の会員（以下「元請会員」という。）は、入会届（様式第1号の1）、表明確約書（様式第1号の2）及び役員等名簿一覧（様式第1号の3）（役員等名簿一覧は電子データを含む）を会長（丸管事業に関連するものは副会長〔ただし、会則第6条第2項第2号記載のうち木曾川水系ダム統合管理事務所長の職にある者をもって充てられるもの（以下「副会長〔統管〕」という。）、関電事業に関連するものは副会長〔ただし、会則第6条第2項第2号記載のうち関西電力株式会社丸山・笠置発電所改良工事所長の職にある者をもって充てられるもの（以下「副会長〔関電〕」という。）〕をそれぞれ経由するものとする。）に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づき提出した入会届（様式第1号の1）の記載情報に変更が

生じた場合にあつては入会届変更報告書（様式第2号の1）を、また、役員等名簿一覧の記載情報に変更が生じた場合にあつては役員等名簿一覧変更報告書（様式第2号の2）（役員等名簿一覧変更報告書は電子データを含む）を会長（丸管事業に関連するものは副会長〔統管〕、関電事業に関連するものは副会長〔関電〕をそれぞれ経由するものとする。）に提出しなければならない。

（下請事業者等の提出書類）

第4条 元請会員は、下請事業者等（下請事業者等が数次にわたる場合にあつてはその全てを含む。以下同じ。）に対し、会則及びこの実施要領の内容を十分に説明のうえ、表明確約書（様式第3号の1）及び役員等名簿一覧（様式第1号の3）（役員等名簿一覧は電子データを含む）を提出させ、それらの写し（役員等名簿一覧は電子データを含む）を会長（丸管事業に関連するものは副会長〔統管〕、関電事業に関連するものは副会長〔関電〕をそれぞれ経由するものとする。）に提出しなければならない。

2 前項の場合において、下請事業者等が数次にわたる場合にあつては、元請会員は、表明確約書（様式第3号の1）及び役員等名簿一覧（様式第1号の3）（役員等名簿一覧は電子データを含む）を直上の発注者宛に提出させ、それらの写し（役員等名簿一覧は電子データを含む）を集約して会長（丸管事業に関連するものは副会長〔統管〕、関電事業に関連するものは副会長〔関電〕をそれぞれ経由するものとする。）に提出しなければならない。

3 元請会員は、下請事業者等が提出した役員等名簿一覧（様式第1号の3）の記載情報に変更が生じた場合は、前2項と同様の方法により役員等名簿一覧変更報告書（様式第3号の2）（役員等名簿一覧変更報告書は電子データを含む）を提出させるとともに、その写し（役員等名簿一覧変更報告書は電子データを含む）を会長（丸管事業に関連するものは副会長〔統管〕、関電事業に関連するものは副会長〔関電〕をそれぞれ経由するものとする。）に提出しなければならない。

(提出書類の利用及び提供の承諾)

第5条 元請会員は、新丸山ダム建設事業暴力団等排除対策協議会（以下「協議会」という。）設立の目的の範囲内で、第3条各項の規定に基づき会長に提出した書類の写し（電子データを含む。入会届〔様式第1号の1〕を除く。）が岐阜県警察に提供されることを承諾するものとする。

2 元請会員は、下請事業者に対し、協議会設立の目的の範囲内で、前条各項の規定に基づき会長に提出した書類の写し（電子データを含む）が岐阜県警察に提供されることを承諾させるものとする。

(事案の把握及び報告)

第6条 元請会員は、下請事業者等も含め、暴力団等からの本事業への不当要求等、その他のあらゆる接触を把握するとともに、相互に緊密な連携を保ち、積極的に情報交換を行わなければならない。

2 元請会員は、暴力団等からの接触があった場合は、断固としてこれを拒否し、速やかに会長（丸管事業に関連するものは副会長〔統管〕、関電事業に関連するものは副会長〔関電〕をそれぞれ経由するものとする。）に報告しなければならない（様式第4号）。暴力団等及びそれと疑わしき者からの接触のおそれがある場合も同様とする。

3 元請会員は、下請事業者等に対して暴力団等からの接触があった場合は、下請事業者等にこれを拒否させるとともに、速やかに会長（丸管事業に関連するものは副会長〔統管〕、関電事業に関連するものは副会長〔関電〕をそれぞれ経由するものとする。）に報告しなければならない（様式第5号）。下請事業者等に対する暴力団等からの接触のおそれがある場合も同様とする。

(事案への対処)

第7条 元請会員は、暴力団等からの不当要求等の個別の事案が発生したときは、協議会を通じて顧問の助言、指導及び援助（万全な保護対策、迅速かつ的確な取締り等）を受け、新丸山ダム工事事務所、木曾川水系ダム統合管理事務所及

び関西電力株式会社丸山・笠置発電所改良工事所と連携し、一体となって当該事案に対処しなければならない。

- 2 元請会員は、前項に基づく顧問の助言、指導及び援助（万全な保護対策、迅速かつ的確な取締り等）を受けるに伴い費用が生じたときは、自らこれを負担しなければならない。

（掲示物の交付）

第8条 事務局は、元請会員及び下請事業者等に対し掲示物を交付するものとする。

- 2 元請会員及び下請事業者等は、前項の規定に基づき掲示物の交付を受けたときは、これを現場事務所等に掲示するものとする。

附則

（施行期日）

この実施要領は、令和3年7月28日から施行する。